

東久留米市地域自立支援協議会

ニューズレター 第1号

発行日 平成 25 年 12 月 9 日

東久留米市では、心身に障害をもつ方への市の施策について、市民に参加していただき考えていく場として、平成 24 年 10 月に「東久留米市地域自立支援協議会」を設けました。このニューズレターは、協議会で話し合われた内容について、広く市民にお知らせする目的で発行するものです。第 1 号では、平成 24 年度の 3 回分と 25 年度の第 1 回までの全体会での討議について、まとめました。



自立支援協議会とは

障害をもつ方へ介護や医療のサービスをはじめ様々な公的サービスを行うために定めた「障害者総合支援法」と呼ばれる法律があります。その中に、市町村は「協議会」を設けて、その地域における障害者への支援体制についての課題を整理し、支援を行う側の協力関係をつよめ、地域の実情にあったサービスが行えるように協議をなささい、ということが盛り込まれています。また、その協議会には、実際に障害をもつ方とそのご家族にもなるべく参加していただくようにと書かれています。

そのことを受けて、市では「地域自立支援協議会」についての決まりをつくりました。そして、協議会では、1) 障害をもつ方から相談を受けた時に適切に対応するためにはどうしたら良いか、2) サービスを行う側の連携を高めるためにどうしたら良いか、3) この地域で不足しているサービスにはどのようなものがあるか、4) 様々なサービスの量的な目標を定める「障害福祉計画」をどのように立てるか、などについて話し合っていくことにしました。



協議会委員は 16 名

協議会委員の任期は平成 25 年度末までとなっていますが、発足時から今日までに 25 年 4 月で委員 2 名の交代がありました。現在の委員が別表の 16 名で男女 8 名ずつ、内訳は学者 1 名、障害をもつ方とそのご家族から 5 名、学校・保健所・ハローワークなどの公的な支援

機関から 5 名、相談や介護などのサービスを行っている支援施設から 5 名、となっています。第 1 回の協議会では、それぞれの委員から自己紹介を行ったのち、奥住委員が委員長に、磯部委員が副委員長に選ばれました。



奥住委員長より

2006年12月、国連は「障害者権利条約」を発表しました。そこでは、障害のある人の受ける支援が特別な権利ではなく、「同年齢の市民と同等の権利」であることが明確に保障されています。

この権利条約の理念を地域に浸透させるために、具体的な施策に少しでも反映させるために、昨年度この「地域自立支援協議会」が出発しました。

これまで積み重ねてきた東久留米市の福祉を大切にしつつ、しかしもっとそれが充実し、

豊かになることを、私たち委員一人ひとりがねがっています。

障害のある人もない人も、ともに支えあいながら、当たり前那人らしく暮らせる地域をめざし、委員会がそれを進める原動力に少しでもなれればと思っています。

すべての東久留米市民の皆様、インクルーシブな（排除がなく互いに認め合う）地域づくりに向けて、共に歩みを進めていきましょう。



運営方法についてのルールづくり

まず、協議会を公開とどうかを検討しました。協議会では、解決が難しい課題をかかえる障害者について、具体的に討議をする場合もあります。たとえ個人の名を示さなくても内容によっては誰のことか分かってしまうこともあり得ます。また、障害をもつ方やそのご家族である委員からの発言では、ご自身・家族の問題にふれることもあります。個人情報の保護には気をつけなければならないので、原則として協議会は非公開としました。ただし、協議会で話し合われた内容は、市のホームページにのせて誰でも見られるようにします。また、協議会そのものを公開で

開催し、参加者と委員が意見をかわせる場も設けていくことが確認されました。そして、協議会からの情報を伝える方法として、このニューズレターも作成していくことになりました。

委員16名によって開催する会議を「全体会」とし、全体会の前には運営委員会を開いて議題について話し合う場を設けます。運営委員会のメンバーは、委員長、後で説明する専門部会の部会長と副部会長、事務局の障害福祉課とさいわい福祉センターの委員とすることに決まりました。

※市のホームページ <http://www.city.higashikurume.lg.jp>

トップページ>市政を身近に>答申書・報告書・会議録など>福祉保健部 地域自立支援協議会





委員レポート

第1回の全体会では、西東京市自立支援協議会委員の田中眞知子氏をお招きし、西東京市でこれまでどのように自立支援協議会が運営されてきたか、具体的なお話をうかがいました。これを参考とし、東久留米市ではまず、各分野から集まった16名の委員が、それぞれの立場や日頃の活動などについて相互に理解を進めていくことから始めることにしました。そして、第2回と第3回の全体会で、委員10名からそれぞれレポートをいただきました。

(1) 障害者の家族の立場から ～世代を超えた地域の状況と課題の共有を～

知的障害の子どもの親の会の会員から聴き取ったお話をまとめたレポートでした。具体的に障害児を含めお子さんを育てた経験の中から、せっかく地域にあるサービスでもそれぞれの家庭生活に合わせて柔軟に使えるものであることが必要。

学校については、教員の専門性にバラツキがあること、介助員に増員の必要性があること、児童・生徒の理解度に合わせた小人数教育への要望などが指摘されました。また、学校卒業後の行き場について、選択の幅を広げて欲しいこと。そのためにも市有地の活用

を図って欲しい。また、短期入所先を市内に設けて欲しいこと。老老障介護とならないように、障害年金で家賃が支払えるようなケアホーム・グループホームを増やすべきだということ。必要性は高いが、利用しやすさという点で課題のある成年後見制度の問題。世間の知的障害者への間違った理解があり、家族会としても啓発活動を地道に続けていく。結びとして、障害者の成長とともに、次々に現れる問題点を、世代を超えて学び合うことが必要。



(2) 高次脳機能障害の家族の立場から

交通事故による頭の怪我や、脳出血などの病気で、脳に障害が現れるのが高次脳機能障害です。見かけから分かりにくい人が多く、周囲からなかなか障害者として理解されないというハンディーが加わります。手帳をとることで支援につながっていくが、精神障害者として手帳がとれるまでに、かなり時間がかかること。そういう悩み事を話し合う家族会

を北多摩の5市の中に平成22年につくり、会員は20名ほどに増えている。色々と参加者が情報を交換する中で、若い方など社会復帰につながっていく人も出てきている。今まで行っていたことが出来なくなるという点で他の障害と共通する面もあり、サービスがあっても、その障害特性から容易には受け入れてもらえないという特殊性もあります。

（３）聴覚障害者の団体の活動から

聴覚障害は、目に見えない障害のため、周知から偏見・差別を受けやすく、また誤解を受けやすいです。聞こえないと知ると人々は、大きな声で伝えようとするか、ああそうですかと伝えるのをあきらめてしまうか、だいたいどちらかです。聞こえない人には、手話だけでなくいろいろなコミュニケーションの方法があることを分かってもらいたい。そのためろうあ協会では、聞こえない人に接してもらうための交流の場として、毎年「市民手話まつり」を開催しています。そして小中学校に出かけて行って、聞こえないということはどういうことか、手話も含め教えています。最近は学校の「ゆとり」の時間が減っているのか、福祉や障害者の理解のための時間が少

なくなっていると感じています。市主催の手話講習会には30年間協力を続けてきました。その中から、自主的な手話サークルの活動も生まれ、聞こえない人たちと良い関係がつけられています。今後の課題としては、市に300人はいるはずの聴覚障害者に、もっとろうあ協会のことを知ってもらい、会員を現在の20名から増やしていきたい。本当は、市に情報を公開して欲しい…。また、さいわい福祉センターを活用して夜間の手話講座を開きたい。一人前になるために長い時間がかかる手話通訳者を養成するための講座と、ボランティア向きの講座とを分けて開催した方が良い。それから、高齢になった聴覚障害者が集って手話で交流できる場を設けて欲しい。

（４）精神障害者を支援する事業者の立場から

障害者白書によれば日本には323万人の精神疾患の患者さんがいます。人口のおよそ3%。うち31万人が入院している方。在宅で就労訓練や日中活動に参加されている方が6万人くらい、会社で働いている方が3万人ほどです。そして、事業所として、就労を目指す人への援助をする「就労移行支援」と、就労が難しい人が作業を行う「就労継続支援」のサービスを行っています。

事業所として出来ていることとしては、日々通ってもらうことにより生活にリズムをもた

らし、日常生活上の様々なアドバイスを行い、月平均で1万円ほどの工賃をお渡しできていること。支援によって就職につながる方も年に2～3人はいます。出来ていないこととして、定期的に通って来られない方への支援は十分にできていません。また、他の利用者さんとトラブルを起こし易い方、すごくこだわりが強いなどの特徴がある方などは、受け入れそのものが難しいです。工賃も6万円を目標にしたいのですが、まだほど遠いです。



（５）在宅生活を支える事業者の立場から

主に知的障害児の放課後と余暇の支援を行っています。外出を支援する移動支援では、約120名と契約をしています。放課後と作業所から帰った後の1～2時間の余暇支援と、土日の5～6時間の余暇支援をします。市では小学生の移動支援は10時間までとしており、週に1回利用するだけで終わってしまう状況で、利用時間数が少ないと感じています。特に特別支援学級で学童保育所を利用された方は、ほとんど4年生になった時に卒所を求められてしまいます。障害児の放課後活動に移ると、費用の関係で利用日が少なくなる場合も発生しています。平成25年4月より放課後等デイサー

ビスがスタートすると費用面では事情がかわってくると思います。まして、母親が就労しようとする、更に大きな壁にぶつかってしまいます。市でも、緊急時に障害児を預けられる「日中一時支援」の場所を増やすなどしており、広がっている面もありますが、十分ではありません。事業所側の悩みとしては、ヘルパーの不足が挙げられます。特に移動支援は不規則の利用が多いため、ヘルパーさんに安定した収入を保障できません。このためニーズがあっても、働き盛りの男性ヘルパーはまず望めません。ヘルパー養成のために、地域でヘルパー講習会を設けて欲しいです。

（６）学校での進路指導から見えてくる東久留米市の課題について

特別支援学校高等部で、どの学年も東久留米市の生徒さんが5分の1～4分の1くらいです。愛の手帳では、4度の方が一番多く、重度の方はそれほど多くないというのが最近の傾向となっています。卒業後の進路を決めるため、高校2年で1回、高校3年で2～3回の職場実習を行っています。具体的な進路では、愛の手帳2度の生徒は生活介護^(※)、3度の生徒は就労継続支援、4度の生徒は就労か就労継続支援、というのがだいたいの傾向です。障害を受け容れるということができていないで入学してこられる方もいる中で、東久留米からの生徒さんたちは、高等部までにほとんど手帳をとっており、そういう問題はありません。また、福祉課のケースワーカーとの連携もとりにやすいです。進路先となる場

所も増やされる計画があり、その点でも他市と比べてもいい方だと思いますが、選択肢という点ではそう広くはない、これが課題だと思います。それから、生活介護の送迎サービスについては対応していないところもいくつかあり、それを改善するだけでも選択の幅はひろがります。それから制度面では、卒業後に就労が可能かどうかのみきわめを行った上で、就労が困難とされた生徒が就労継続支援のサービスを利用できるという原則があり、今のところ直接に就労継続支援を利用することも可能とされていますが、今後の成り行きが心配です。東久留米の福祉課が就労についてのアセスメントをどのように進めていくか、学校としてもぜひ連携をとっていきたいと考えています。

（※）昼間に通所し、食事や排せつなどの介護サービスを受けながら、生産的・創造的活動に参加する。

（７）なぜ地域で暮らすようになったか、地域で暮らすために何が足りないか

自分は地域での生活を望んで、10年以上前に知的障害者の施設から出ました。施設では何でも職員に決められてしまい、例えば買い物をしたらレシートを提出しなさいと言われていました。今では、自分の小遣いで買い物をし、自分の好きなところに出かけられます。逆に、嫌なことも起こりました。やはり近所の方とうまく折り合いをつけて生きていくことに、難しさを感じてきました。ケンカになってしまったこともありましたが、次第に我慢することも覚えました。地域で暮らすことで、人間関係をとることも上手にできるようになりました。

次に要望することです。愛の手帳というものがあひながら、別に障害の認定のためということで知的障害者は頭をはかられており、そんなことが必要なのか理解できませんし、

必要な支援にあった認定にもなっていません。次に、65歳になると介護保険を使いなさいということですが、介護保険の認定でも重くは出ないため今までに使えたサービスすら使えなくなってしまうこと。介護保険のサービスだけではやっていけないことが、例えばゴミの分別とか、知的障害者にとっては山ほどあります。たかがゴミの分別かと思われるかもしれませんが、それが上手く出来ないことで近所の方とうまくいかなくなると、地域で生きづらくなってしまいます。それから、知的障害者は重度訪問介護というサービスが使えないということにも問題があります。愛の手帳3度～4度の人でも、外でトラブルを起こしてしまう人もいるから、そばで見守ってくれる介護者が必要です。

（８）就労支援室の活動について

平成22年9月に、障害者の就労支援を行うために、就労支援室がオープンしました。身体・知的障害者は「さいわい」、精神障害者は「あおぞら」と分かれています。利用していたくためには登録を行ってもらいます。現在の登録者は72名です。支援の内容は、大きく分けて就労までの準備についての支援と、就職が決まってからの定着についての支援があります。そして、毎日きちんと仕事に出かけられるためには、生活が整っていなければならず、身だしなみを整えるなどの生活支援もあわせて行います。

準備支援では、一緒にハローワークに出かけて相談を受ける、職場実習、通勤訓練、などがあります。企業から安心して雇ってもらうためにも、定着支援は重要です。ジョブコーチの派遣を申請してもらうなど、他の支援機関と一緒にしかかわることもあります。企業側と本人とのコミュニケーションの調整役になります。個々の障害特性に合った形で雇用主側と関係性ができると、比較的スムーズに就労を続けることが出来ます。そのためにも、ご家族を含め三者で円満に意見が言い合える場を設けるようにしています。

一方で、地域に職場を開拓する活動が大切ですが、まだ取り組みが不十分なところが課題です。職場実習をして、いつもの支援者でない方の指示に従って仕事をする体験によって成長できるので、実習の受け入れ先も増やして

いきたいです。そして支援する側の職業評価の能力を高めていくことも重要です。相談支援と就労支援は切り離せないもので、双方で連携してやっていく必要性を強く感じています。

（９）障害者の権利を守るための支援

市から、成年後見制度の推進事業について委託されています。全国では、成年後見人に親族になるケースが６割、残りの４割は弁護士さんなどの専門職の後見人となっています。成年後見制度の推進機関では、後見人となってもらえる専門職を探して欲しいという相談にも応じていて、23年中で12人を紹介しています。成年後見の申立を行う親族がいない場合、首長申立という方法があり、東久留米市では23年中に2つの事例がありました。制度利用者の約8割は認知症によって判断力が衰えた高齢者が占めていて、知的障害者や精神障害者の利用は少なめです。裁判所が申し立てをうけて審判をするまでに、1か月から3か月の期間が必要ですが、緊急を要する場合では1週間で審判がおりたこともあります。

専門職後見人に支払う報酬は家庭裁判所が決めますが、月額2万円が基準で、管理する資産の内容や後見人として行った業務内容によって増えることもあります。この制度の利用について障害者が直接に相談にみえるケースは本当に少なく、障害のある子をもつ親御さんからの相談は一部あります。東久留米では相談の大半は高齢者に関するもので、親族以外ではケアマネージャーか地域包括支援センターからの相談が増えています。

関連事業で、地域福祉権利擁護事業を行っています。後見人がつかなくても在宅生活が可能な人に生活支援員を付け、日常的な金銭の管理、書類の整理などの援助を行います。東久留米市内では52名がこの制度を利用しています。費用は、最低1時間で千円としています。

（10）計画相談支援を取り入れた支援について

平成24年度の法改正によって、障害者へのサービスを決定する過程に「計画相談支援」と呼ばれる仕組みが取り入れられ、3年間のうちに全ての障害福祉サービスの利用者にこの計画相談支援を入れることが求められています。計画相談支援によって、サービスを利用する障害者に「サービス等利用計画」が示されますが、これは介護保険の「ケアプラン」

に似たものです。市内には、計画相談支援を行える事業所はまだ少ないのが現実ですが、すでにこのサービスを行っている相談支援事業所に在籍する委員から、具体的な「サービス等利用計画」を協議会に提出していただき、その作成に至る作業などについて報告をいただきました。

主に精神障害者からの相談支援を行っている事業者であり、対象者がかなり多くなっている中で、これまでに5名に計画相談支援を始めました。計画相談支援の流れは、ご本人と数度の面接、調査をして計画案を立て、それを市に提出し支給決定をえたら、サービス担当者会議を開いて初回計画を決めます。その後に計画のモニタリングを開始します。新規利用の場合なら、最初の3ヶ月は毎月、その後は3～6か月に1回という頻度で訪問調査を行って、その計画のままで良いかどうかを見ていき、必要があれば計画を変更します。

計画書には、ご本人が生活をどうしていきたいかの希望、総合的な支援方針、生活上のニーズ、そのニーズを解決するためにご本人

は何を行い、支援する側は何を行うか、具体的なサービスなどを表にまとめて記載し、1週間のスケジュール表もつけます。計画書づくりにご本人が参加できると、これまでの生活を支援者と一緒に見直していく作業ともなります。実際は、ご本人と支援者との関係づくりから始まり、多くの手間をかけて計画書を作成するのですが、それによって支援する側の連携も良くなり、これまでに埋もれていた方へも手厚い支援を行える可能性が十分にある事業だと感じています。ただし、ひとつの計画作成までにかかなりの時間がかかっており、3年間で全員にということになると、これまでの月に数件というペースでは難しいと感じており、人員体制の整備が必要です。



平成 25 年度第 4 回協議会について

第4回の地域自立支援協議会 全体会 2月11日（祝）午前10時～12時
会場 東久留米市役所 1階 市民プラザ

会議を公開し市民参加型で行います。手話通訳がつきます。

※詳細は障害福祉課へ TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181





専門部会の体制について議論

この協議会の全体会は、果たすべき役割の範囲で様々なことを決定していきますが、その前段で多くの課題を切り分けてより専門的な議論をする方が効率が良いであろうと考え、「専門部会」を設けることにしました。そして実際にどのような部会に分けるべきか、委員レポートで出された課題を参考としながら委員間でテーマを出し合い、3回にわたって検討を続けました。その結果、「相談支援部会」と「住みよいまちづくり部会」の二つを設け、委員長を除く協議会委員15名が、いずれかの部会を選択して入ることにしました。そして、それぞれの部会は、協議会委員以外にも専門性をもつ関係者を必要に応じて募れることにしました。

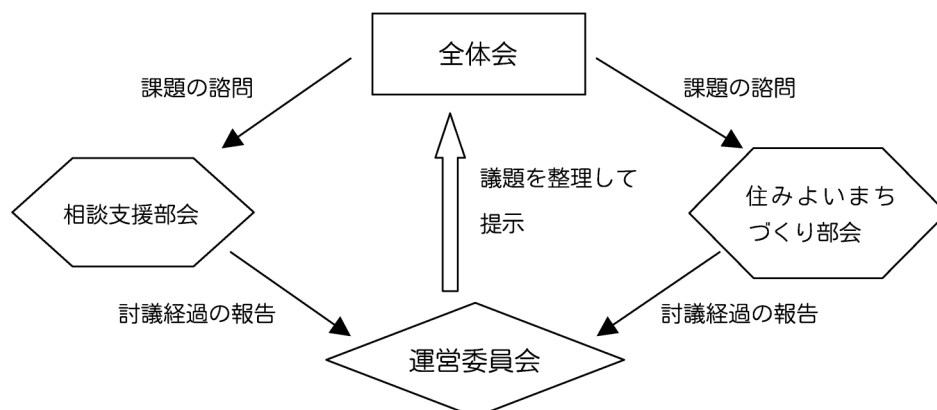
相談支援部会では、地域に必要とされる相談とは何かを幅広く検討します。そして計画相談支援を行う事業者が専門性を高めていく

ためにはどうしたら良いかの研究。また、地域に不足しているサービスや社会資源は何かを、具体的な事例の検討の中から見出すこと。更に、相談を通じて、支援を行う事業者間の協力関係を強め、地域にネットワークをつくっていくことなどを担います。

住みよいまちづくり部会では、当事者と家族のニーズや、サービス・地域資源の調査に基づき、障害者の現状と課題を学び、理解し、それを地域に情報発信すること。そして、障害者への理解を地域に広げ、インクルーシブ（※委員長挨拶文を参照）社会化を進めることです。

もちろん、二つの部会での議論の経過は、全体会に報告し、二つの部会と全体会が連動しながら、障害福祉計画づくり、ひいては東久留米市を住みよいまちとすることへつなげてく、というイメージです。

東久留米市 地域自立支援協議会の組織図・役割図





ひがし く め し ち い き じ り つ し えん きやう き かい
東久留米市地域自立支援 協 議 会 **委員名簿 (平成 25 年度)**

種 別	にんずう 人数	氏 名	せんもんぶかい 専門部会	び 考 備 考
しょうがいふく し かん がくしきけいけんしゃ 障 害福祉に関する学識経験者	1	かい ちょう 会 長	おくずみ ひでゆき 奥住 秀之	
しょうがいとう じ しゃまた しょうがいしゃだんたい 障 害当事者又は障 害者団体・ か そくかい だいひょうしゃ 家族会の代 表 者	5		なが た な ほ み 長田 菜穂美	すみよいまちづくり 副部会 長
			こう の ひさたか 河野 尚孝	そうだん し えん 相談支援
			おいかわ しず こ 及川 静子	すみよいまちづくり
			ひらやま せい こ 平山 征子	すみよいまちづくり
			お だ じ ま えいいち 小田島 榮一	そうだん し えん 相談支援
そうだん し えん じ ぎやうしゃ 相談支援事 業 者	2		みずたに さだ こ 水谷 貞子	すみよいまちづくり
			くじらおか もり え 鯨 岡 守江	そうだん し えん 相談支援
しょうがいふく し じ ぎやうしゃ 障 害福祉サービス事 業 者	3	ふくかいちょう 副会 長	いそ べ みつたか 磯部 光孝	すみよいまちづくり 部会 長
			たかはら さとし 高原 聡	そうだん し えん 相談支援
			あり ま ゆう こ 有馬 優子	そうだん し えん 相談支援
ほ けん い りやうかんけいしゃ 保健医 療 関係者	1		こばやし けい こ 小林 啓子	すみよいまちづくり
きやういくかんけいしゃ 教 育関係者	1		の む ら り つ こ 野村 理津子	そうだん し えん 相談支援
しゅうろう し えんかんけいしゃ 就 労支援関係者	1		わたなべ つぎ お 渡邊 次夫	そうだん し えん 相談支援
みんせい じ どう いん だいひょうしゃ 民生児童委員の代 表 者	1		た こう み ち よ 多功 美千代	すみよいまちづくり
しゃかいふく し きやう き かい だいひょうしゃ 社会福祉 協 議会の代 表 者	1		おか の やすつぐ 岡野 泰嗣	そうだん し えん 相談支援
ごう けい 合 計	16			

※ 委員任期 平成24年10月 1 日～平成26年 3 月31日

◇ 編 集 後 記 ◇

他市に比べて遅れてスタートした自立支援協議会ですが、各委員の積極的な参加によって、活発な討議ができるようになっています。今回は、発足時から4回分の全体会の記録を、なるべく分かりやすい表現でご紹介しました。協議会からの市民への情報発信のツールとして、このニューズレターへの感想をお寄せ下さい。

編集・発行
 東久留米市地域自立支援協議会事務局

Email :
 shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp
 Fax : 042-475-8181 Tel : 042-470-7747



馬場市長を囲んで（発足時の協議会委員と事務局員）